

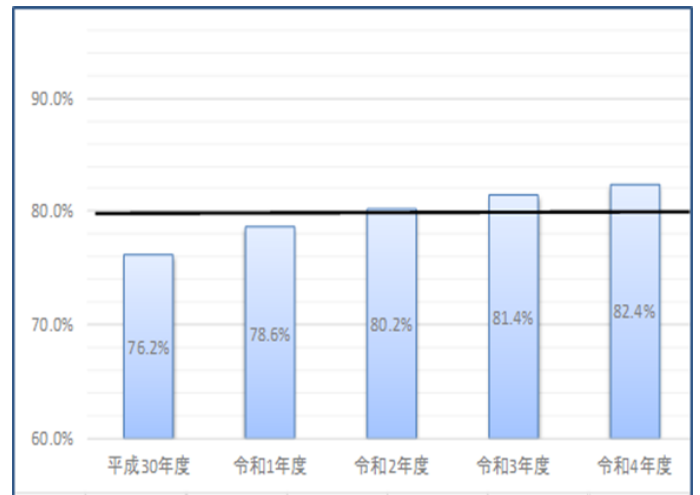
「ジェネリック医薬品のお知らせ」の送付について

厚生労働省は、令和3年6月の閣議決定において、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、令和5年度末までに全ての都道府県で80%以上」とする目標を定めました。

当健康保険組合の令和4年度のジェネリック医薬品使用率は、82.4%となり、令和3年度の81.4%より1.0ポイント上昇しました。

また、昨今の物価高も影響しジェネリック医薬品に切替えていただいた方の医療費削減効果は、令和4年11月、12月、令和5年1月の3か月で約1260万円となりました。

本年度も10月下旬に、自己負担額の軽減が見込める方を対象に「ジェネリック医薬品のお知らせ」をお送りいたしますので、引き続きジェネリック医薬品への切り替えにご協力お願いいたします。



お問い合わせ先 東京都電気工事健康保険組合 給付課 TEL03-3861-1853